

## 様式第2号(第8条関係)

## 審議会等会議録

会議の名称	令和元年度 第1回第20採択地区教科用図書採択地区協議会
開催日時	令和元年 7月16日(木) 午前9時00分から午前11時30分まで
開催場所	加須市役所 3階 全員協議会室
議長氏名	渡邊 義昭
出席委員	秋本 文子 柿沼 拓弥 高瀬 賢一 小林 義之 福田 孝夫
欠席委員	なし
会議次第	1 開 会 2 あいさつ 3 議 事 (1) 協議 (2) 選定の方法について (3) 選定 (4) 選定の結果の報告について (5) 今後の予定について 4 閉 会
会議資料の名称	【次 第】 【会議資料】
会議の公開又は非公開の別	一部非公開
非公開の理由	静謐な調査研究環境及び採択環境の確保のため
傍聴者の数	7人
事務局職員 職・氏名	加須市教育委員会学校教育課長 渡邊 典孝 羽生市教育委員会学校教育課長 矢野 渡 加須市教育委員会学校教育課指導主事 清水 博文 羽生市教育委員会学校教育課指導主事 柿沼 宏充
会議録の 作成方法	■ 要点記録 □ 全文記録
その他必要な事項	

様式第3号（第8条関係）

発言者	会議の内容（発言内容、審議経過、決定事項等）
渡邊学校教育課長	【開会】
第20採択地区教科用図書採択地区協議会 渡邊 義昭会長	【あいさつ】 第20採択地区教科用図書採択地区協議会 会長あいさつ
渡邊学校教育課長	【議事】 本日の資料確認 ① 次第 ② 選定方法 フローチャート  規約に従い、これより第20採択地区教科用図書採択地区協議会長に進行をお願いする。
渡邊会長	本会議の公開についてお諮りいたします。採択地区協議会規則第10条によりこの会の協議の部分は公開といたします。後半の選定についての意見交換と選定については公正、公平かつ本協議会の独自性を維持するため非公開とするが、よろしいか。
各委員	(賛成の声)
渡邊会長	賛成多数により、本協議会の協議の部分を公開に、意見交換と選定の部分を非公開とする。傍聴人がいれば、案内するよう願う。
	(傍聴人 7人 着席)
渡邊会長	はじめに事務局から前回報告の補足説明をお願いする。
清水指導主事	小学校の資料1にあった音楽について補足説明をする。 教出の総括として、「著作書の創造性を尊重する視点から名前にふりがなを加えている」とあったが、調査研究を担当した者に確認をしたところ、ふりがなは、作品に著作者がいることを意識させるものであり、著作者の創造性を尊重することを意識させることとは別であったので、補足する。 教芸の方は特に変更はない。
渡邊会長	著作者がいるということについて、意識を高めたいということですか。
清水指導主事	そうである。
柿沼指導主事	中学校の資料4にあった書写について補足説明をする。 三省堂の総括として、「社会の中で広く用いられている行書について日常生活の中の様々な場面で役立たせる例を多く示し、文字に対する知識の習得を助ける工夫を組み込んでいる」とあったが、すべての発行者で生活の中でいかそうという場面の掲載はあった。三省堂は、本のポップであったり、書いた物をどの場面で使えば効果的かというところが少し多めに掲載

	をされていた。
渡邊会長	他にあるか
清水指導主事	<p>中学校の資料7にあった社会の歴史的分野について補足説明をする。東書には、部落差別の問題がとり上げられているが、他発行者はどうなっているかという問い合わせについて、確認してところ、日文は記述があった。それ以外の発行者は、同じような記述はなかった。</p> <p>続いて、公民的分野の選挙権について、見本本が届いている発行者はすべて18歳からと変わっていた。</p> <p>続いて、地図のスワジランド、グルジア等の名称について、2015年までに名称の変更があったグルジアからジョージアや国家として承認されたニウエは、どちらの発行者も変更されている。2018年に変更されたスワジランドからエスワティニは、東書はそのままスワジランドとなっている。</p>
清水指導主事	<p>中学校の資料7にあった理科について補足説明をする。</p> <p>ニホニュームについては、東書、大日本、啓林館で表記があった。学図、教出は、記述がなかった。また、実験観察の危険な部分を意識させるマーク等については、全ての発行者で安全に行うようマーク等が記載されていた。</p>
渡邊会長	前回までに、質問があった部分について報告があったが、よろしいか。
各委員	(賛成の声)
渡邊会長	<p>この後の話し合いの仕方についてお諮りする。</p> <p>まず小学校、中学校併せて質問の時間を設け、その後、意見交換、採択という流れで行う。意見交換では、委員1人1人に発言をしていただくが、この部分については、採択に関係するので非公開とするがよろしいか。</p>
各委員	(賛成の声)
渡邊会長	<p>意見交換と採択について非公開とする。</p> <p>事務局から各教科のことについての補足説明等があるならばお願いする。</p>
清水指導主事	<p>全学年とも新たに採択した発行者の新版教科書を使用することが原則となっているが、第1、第3、第5学年については採択変更後の発行者の新版教科書を使用し、第2、第4、第6学年については採択前の発行者の新版を使用することも可能である。学習指導要領において、国語、書写、音楽、道徳が1・2年生、3・4年生、5・6年生という2年間分が書かれている。図画工作と保健体育も複数年で学習指導要領が書かれているが、1学年で1冊または2冊になっているので、全て採択した教科書となる。特に、国語では、現在使用している教科書の1年生で学習する題材が他の発行者では、2年生で学習することもある。そういう場合は、軽重をつけたりすることにより特に問題はないので、原則、新しい教科書の方で次年度は進めていくという形で考えている。</p>
渡邊会長	採択により発行者が変わった場合、今年度1年生が学習した教材が次年度2年生でも入ってくる場合がある。その時は、今使用している発行者の教科書を使うことも可能である。新しく採択した教科書を使うことも可能である。採択の結果によっては、その部分について第20採択地区で共

	通の対応をしていく必要があるので、承知しておいてほしい。採択の方法について説明をお願いする。
清水指導主事	フローチャートにあるように、6名による投票で選定させていただく。Aのパターンのように、票が4票入ったものがあったらその段階で過半数を超えるので決定となる。Bのパターンは、上位2つが明らかになった場合、CとDは、上位2つが明らかにならないまたは、1つもはっきりしない場合である。CやDのパターンの場合は、上位2つが決定するまで協議、投票を繰り返す。最終的に上位2つ決定した段階でもう一度投票を行い、過半数以上の場合、決定となる。同数の場合、第11条第4項の規定により会長が選定した発行者に決定する。
渡邊会長	それでは小学校の国語から英語までの内容で質問はあるか。
各委員	(なし)
渡邊会長	では、中学校の内容で質問はあるか。
各委員	(なし)
渡邊会長	この後、採択をするための意見交換とするので、非公開とさせていただく。事務局に、傍聴人の案内を願う。
	(傍聴人の退室)
	(小学校の教科についての協議は非公開)
	(中学校の教科についての協議は非公開)
渡邊会長	以上の結果となった。これでよろしいか。
各委員	(異議なし)
渡邊会長	【今後の予定について】 事務局から説明をお願いする。
清水指導主事	国語の教科書が教出から光村へ変更となる可能性があるが、先ほど説明したとおり、次年度も教出の教科書を使用することが可能だが、原則に則り、光村で考えている。
渡邊会長	該当する教材の説明をお願いする。
清水指導主事	教出の1年生の教科書で「お手紙」という教材があるが、光村では、2年生で扱っている。同じ教材でも扱う学年が違うと評価項目も違い、軽重をつけることができるので、特に問題があるとは考えていない。重なっているのは、その1つだけである。
渡邊会長	場合によってはここだけ、違う教材を使用することも1つの工夫かもしれない。小学校1年生、2年生にしてみれば見方が違うといつても同じ教材なので、工夫してほしい。羽生市と加須市で同じ歩調をとってほしい。ご協力により円滑に終了することができた。以上で議事を終了する。

渡邊学校教育課長

各市の教育委員会定例会にかけるための資料を作成し、担当者へ送付する。また、経費に関しては処理をしているので、この会が完全に解散となる段階で精算させていただく。  
【閉会】

会議の内容に相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和元年 9月 30日

署名

渡邊義昭

署名

秋本文子 

署名

福田孝夫 